

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 平成27年12月25日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	放送法	平成27年4月1日	○	平成27年度	5年	
2	電気通信事業法	平成27年4月1日	○	平成31年度	5年	
3	有線電気通信法	平成23年6月30日	×	平成31年度	5年	
4	電波法	平成27年4月1日	○	平成29年度	3年	電波法の一部を改正する法律(平成20年法律第50号)において、原始附則に電波利用料に係る3年ごとの見直し規定を盛り込んでいる。
5	民間事業者による信書の送達に関する法律	平成27年12月1日	×	平成32年度	5年	
6	自転車競技法	平成24年4月1日	×	平成29年度	5年	経済産業省と共管
7	モーターボート競走法	平成23年7月14日	×	平成28年度	5年	国土交通省と共管
8	消防法	平成27年6月1日	○	平成30年度	5年	
9	石油パイプライン事業法	平成16年4月1日	×	平成28年度	5年	経済産業省・国土交通省共管
10	石油コンビナート等災害防止法	平成24年6月27日	×	平成28年度	5年	経済産業省・国土交通省共管

- 注1 :この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)
- 注2 :「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。
- 注3 :「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。
- 注4 :「見直し年度」前に具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。